

会員登録・ご利用の手引き

ファミリーサポートセンター、 緊急サポートセンターの仕組み	・・・・・・・・ 1
1. ファミリーサポートの活動	・・・・・・・・ 2
2. 登録から利用までの流れ	・・・・・・・・ 3
3. 緊急サポートの活動	・・・・ 4・5
4. 登録から利用までの流れ	・・・・・・・・ 6
5. 料金の算出方法について	・・・・・・・・ 7
6. 保険について	・・・・・・・・ 8
7. お預かりに際して準備していただくもの	・・・・・・・・ 9

[お問い合わせ先]

委託先 緊急サポートセンター埼玉

〒333-0801

川口市東川口4-2-20 プロミネンスⅡ102

電話 048-297-2903

FAX 050-3488-0147

e-mail byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp

<http://byoujihoiku.blog.shinobi.jp/>

美里町役場 住民福祉健康課

〒367-0194

児玉郡美里町大字木部 323 番地 1

電話 0495-76-5132

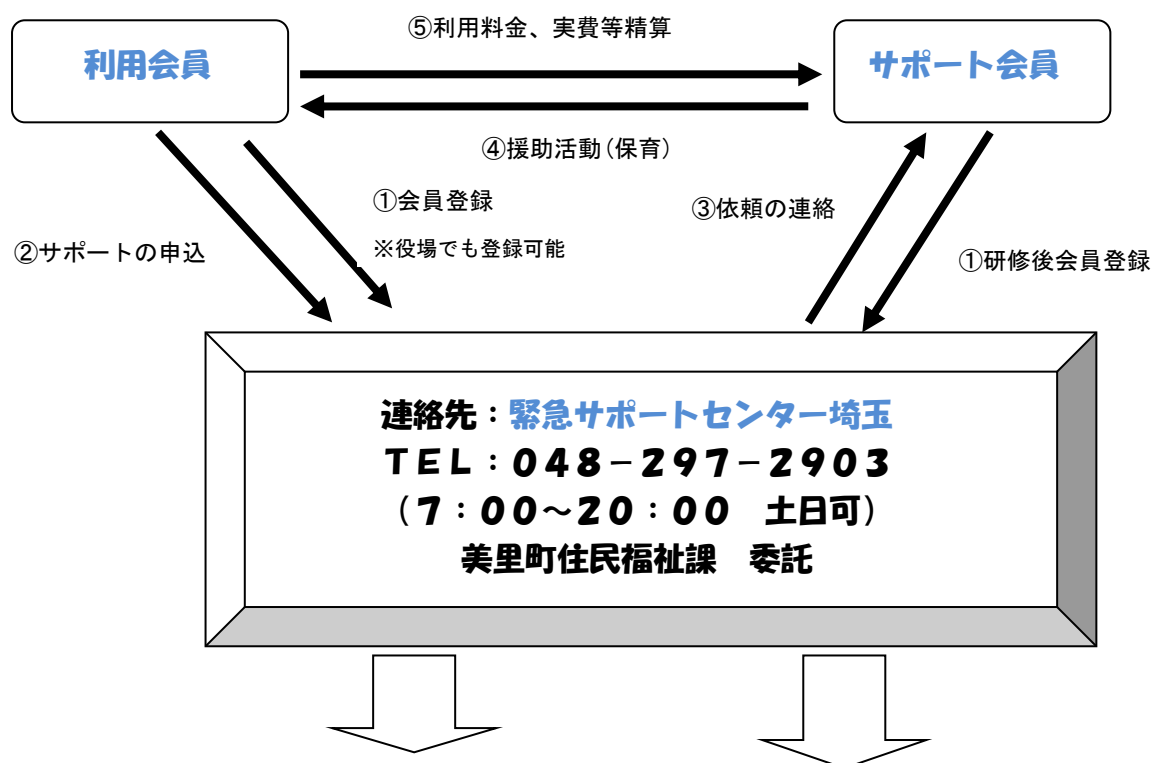
美里町ファミリーサポートセンター
(ファミリーサポート・緊急サポート)

ファミリーサポートセンターは、安心して子育てができるように、子育てのお手伝いをして欲しい方(利用会員)と子育てのお手伝いをしたい方(サポート会員)が会員となって、相互の合意のもと、お子さんの預かりを行う会員組織の有償ボランティアの活動です。

美里町が委託した緊急サポートセンター埼玉は、利用会員の援助内容や要望にお応えできるサポート会員を紹介し、安心して援助活動が行えるようにお手伝いさせていただきます。

援助の内容によって、ファミリーサポート、緊急サポートのいずれかで対応していきます。料金も違いますので、ご相談ください。

●●●センターの仕組み●●●



予定が決まっている、元気なお子さんの預かりは
ファミリーサポート
※事前にサポート会員をご紹介します、
予め依頼内容を決めておきます

[利用例]

- ・ 保育所等への送迎やその前後の預かり
- ・ 保育所等の休みの時の預かり
- ・ 習い事等の送迎
- ・ 保護者の求職活動中の預かり
- ・ 保護者の通院やリフレッシュ等の際の預かり
など

※前日、当日の依頼、又は事前にサポート会員と顔合わせができない場合は緊急サポートで対応します

急を要する時、病気のお子さんの預かりは
緊急サポート
※必要に応じてサポート会員を探します。

[利用例]

- ・ 病児、病後児の預かり、受診
- ・ 保育所等からの急な呼び出し時のお迎え、預かり
- ・ お母さんが体調不良で保育が困難な時の預かり
- ・ 冠婚葬祭など急を要する外出時の預かり
- ・ そのほか当日の急を要する育児に関する困った時
など

1. ファミリーサポートの活動

●サポート内容

事前にご紹介したサポート会員と、打ち合わせをした内容に沿って援助を行います。
元気なお子さん、予定の立つお預かりが基本となります。依頼はセンターを通じておこないます。
(依頼受付時間 7:00～20:00 土日可 (年末年始 12/29～1/3 を除く))

※事前にサポート会員と打ち合わせを行う日程の調整が必要になりますので、利用が決まりましたら早めにセンターにご連絡ください。

・事前に打ち合わせが行えない場合は、緊急サポートでの対応になります。保育料金が変わりますのでご注意ください。(P5以降参照)

●預かりの対象となるお子さん

原則、0歳～小学校6年生までのお子さんを対象とします。

●預かり人数

複数のお子さんのお預かり可。サポート会員と相談のうえ、決定致します。

●援助活動の日時

援助活動時間：5:00～22:00

サポート会員の合意が得られれば年間を通じて行います。

●援助活動の場所

サポート会員宅、利用会員宅、合意が得られれば、その他の場所でのお預かりが可能です。

●利用料金 (お子さん1人/1時間あたりの料金)

町から補助金がでます。

援助活動終了後、下記表中、1時間あたりの単価をサポート会員に直接お支払いしていただきます。(後日、申請により補助金を利用会員へお支払いします。)

援助活動の時間	1時間あたりの単価	町からの補助金	実負担額
5時～7時	900円	300円	600円
7時～19時	800円	300円	500円
19時～22時	900円	300円	600円

※サポーター宅以外での保育の場合、往復時間も保育費用に含む。

※実費(交通費、食事代等)は別途精算。

2. ファミリーサポート登録から利用までの流れ

利用会員が行うこと

センターが行うこと

① 利用会員登録

① センターホームページから入会申込フォームを入力送信。

② 事前打ち合わせ申込

②利用会員がセンターに電話で事前打ち合わせ申込の連絡を入れ、ホームページから利用フォーム1～3を入力送信する。

電話の受付時間は7時～20時までです。土日祝日もつながります。
(年末年始12/29～1/3 休み)

※事前打ち合わせの候補日は複数予定をたててください。

※前日、当日の依頼、又は事前打ち合わせの日程が取れない場合は「緊急サポート」になります。

③ 事前打ち合わせ調整

③センターがサポート会員を探します。サポート会員が見つかり次第、事前打ち合わせの日程調整を行い、利用会員に連絡します。

④ 事前打ち合わせ

④利用会員、サポート会員、センターの3者で事前打合せを行い、援助内容、日時など、保育に必要な事柄を確認します。

※事前打ち合わせの場所は、基本的に保育をする場所となります。

⑤ 利用票の送付

⑤利用会員は利用の日時が決まり次第、その都度事務局へ電話で申込のうえ、利用票1をセンターに送付。サポート会員へ事務局が確認していきます。

※打ち合わせをしたサポート会員の都合が合わない場合は「緊急サポート」で対応、又は他のサポート会員と打ち合わせを行います。

⑥ サポート・終了

⑥サポート終了時、サポート会員が提示する援助活動報告書の内容を確認、署名のうえ、利用料金と実費を直接サポート会員に支払います。

●センター電話番号：TEL 048-297-2903（7時～20時 土日祝日可）

※年末年始12/29～1/3 休み

●利用票送付先：緊急サポートセンター埼玉 で検索。

URL <http://byoujihoiku.blog.shinobi.jp/>

●郵送、FAXの場合

〒333-0801 川口市東川口4-2-20 プロミネンスII 102

FAX 050-3488-0147

3. 緊急サポートの活動

●サポート内容

病児・病後児のお預かりの他に、事前打ち合わせをする時間が取れない、前日、当日の依頼など、主に急を要するお預かりを行います。センターへご連絡ください。基本的に、サポート会員は、その時々で対応できる方で援助を行います。（サポート会員の事前の紹介はいたしません。）

※障害や慢性疾患のあるお子さんの場合、またはセンターが必要と判断した場合は事前面談を行う場合もあります。ご利用の前にご相談ください。

●預かりの対象となるお子さん

原則、0歳～小学校6年生までのお子さんを対象とします。

●預かり人数

複数のお子さんの預かり可。サポート会員と相談のうえ決定致します。

ただし、病児・病後児のお預かりは1人までとします。

●援助活動の日時

援助活動時間：5：00～22：00

※病児の場合病状によってはご希望の時間の調整をお願いする場合があります。

サポート会員の合意が得られれば年間を通じて行います。

●援助活動の場所

サポート会員宅、利用会員宅、合意が得られれば、その他の場所でのお預かりが可能です。

●サポート会員について

・講習会（保育、看護、救命救急等20時間）を受けて頂いた、子どもの好きな有償ボランティアの方々です。

・看護師等の資格をお持ちの方もおりますが、サポート会員のほとんどの方が子育て経験のある一般のご家庭の方です。病児の預かりに関しては、専門家ではありませんので、原則、医療器具（喘息発作時の吸入等）を使った援助はできません。

●利用料金（お子さん1人／1時間あたりの料金）

町から補助金がでます。

援助活動終了後、下記表中、1時間あたりの単価を[サポート会員に直接お支払い](#)していただきます。（後日、申請により補助金を利用会員へお支払いします。）

[病児・病後児]

援助活動の時間	1時間あたりの単価	町からの補助金	実負担額
5時～7時	1,200円	400円	800円
7時～19時	1,100円	400円	700円
19時～22時	1,200円	400円	800円

[病児・病後児以外の緊急預かり]

援助活動の時間	1時間あたりの単価	町からの補助金	実負担額
5時～7時	1,100円	300円	800円
7時～19時	1,000円	300円	700円
19時～22時	1,100円	300円	800円

※サポーター宅以外での保育の場合、往復時間も保育費用に含む。

※実費（交通費、食事代等）は別途精算。

●病児の受け入れ基準について

病児・病後児のお預かりの場合は、受診が必要です。保育所等からの呼び出しなどがあつた際には、お子さんの状態により対応が異なりますので、まずはお電話下さい。

病児保育を利用するにあたって、最も大切なことは、お子さんの病状について保護者の方からの正確な情報提供です。

センターでは、保護者の方からの詳しい情報と、下記の基準を元にして安全にお預かりできるかどうかを判断してまいります。お子さんを守るためにも、また、サポート会員さんとの信頼関係を大切にするためにも、ご理解・ご協力をよろしく願ひいたします。

できる限りお預かりするよう努力していきたいと思ひますので、お気軽にご相談ください。

☆受け入れ可能な場合☆

- ・全身状態がよい場合
- ・退院後で、症状・状態が落ち着いている場合

☆受け入れられるケースが多いが、保護者からのより詳しい話を必要とする場合☆

- ・インフルエンザ、はしかなどの感染力の強い病気
- ・ひどい下痢、嘔吐（ノロウイルス、ロタウイルスなど）
- ・けいれんをおこしたことがある場合

☆受け入れ要相談の場合☆

- ・喘息、R s ウィルス感染症、肺炎、クループなどの呼吸器疾患

☆受け入れることができない場合☆

- ・全身状態が悪い場合
- ・医師に密な観察が必要だと言われた場合
- ・元気がない場合
- ・呼吸困難がある場合（ゼーゼーがひどい、鼻づまりが強くてミルクが飲めないなど）
- ・水分が取れない、おしっこが出ていないなどの脱水症状がみられる場合
- ・重症化するおそれのある感染症にかかっている場合
- ・生後半年未満 38℃以上、半年から1歳未満 38.5℃以上、1歳以上 40℃以上の発熱

☆受け入れ可能な子どもに多い病気（参考）☆

扁桃腺炎、気管支炎、胃腸炎、ヘルパンギーナ、プール熱、手足口病、溶連菌、突発性発疹、はやり目、急性出血性結膜炎、とびひ、おたふく、尿路感染症、風疹（三日ばしか）、アデノウィルス感染症、中耳炎、りんご病、水ぼうそう等

※症状によってはお預かりできない場合（時間調整をお願いする場合）もあります。

4. 緊急サポート登録から利用までの流れ

利用会員が行うこと

センターが行うこと

① 利用会員登録

①センターホームページから入会申込フォームを入力送信。
※登録と同時に利用もできますが、電話での詳細の聞き取りになりますので多少時間がかかります。事前の登録をお奨めします。

② 利用希望申込

②利用会員がセンターに電話で利用申込の連絡を入れる。
**電話の受付時間は7時～20時までです。土日祝日もつながります。
(年末年始 12/29～1/3 休み)**
※病児・病後児の依頼は受診が必要になります。受診の結果、お子さんの病状など詳しくお話ください。

③ 利用票の送付

③ホームページから依頼内容に応じて利用フォームを入力送信する。
・病児・病後児の依頼・・・利用フォーム1, 2, 3, 4
・病児・病後児以外の預かり・・・利用フォーム1, 2, 3
※利用フォームのうち利用フォーム2, 3は事前に入会申込フォームと一緒に送信しておく、急ぎの依頼の時手間が省けて迅速な対応ができます。

④ サポーターへの打診と連絡

④センターは、利用希望に添うサポート会員を探します。
※極力希望を満たせるよう努めますが、場合により時間や場所などの調整をさせていただく場合もあります。

⑤ サポート会員の連絡先等を連

⑤センターからサポート会員が見つかったことを、利用会員に連絡します。その際利用会員にはサポート会員の連絡先をお伝えします。サポート会員には利用会員の情報を渡します。

⑥ サポート会員と電話で打ち合わせ

⑥利用会員からサポート会員にご挨拶の電話をいれ、保育に必要な事柄の確認をします。

⑦ サポート・終了

⑦サポート活動終了時、サポート会員が提示する援助活動報告書の内容を確認、署名のうえ、利用料金と実費を直接サポート会員に支払います。

●センター電話番号：TEL 048-297-2903 (7時～20時 土日祝日可)

※年末年始 12/29～1/3 休み

●利用票送付先：緊急サポートセンター埼玉 で検索

URL <http://byoujihoiku.blog.shinobi.jp/>

●郵送、FAXの場合

〒333-0801 川口市東川口4-2-20 プロミネンスⅡ 102

FAX 050-3488-0147

5. 料金の算出方法について

1 援助活動時間

- ① サポート会員宅で援助を行う場合。
保護者がサポート会員宅へ児童を連れてきた時間から、お迎えが来て児童を引き渡すまでの時間。
- ② サポート会員宅以外で援助活動を行う場合。(又は送迎も兼ねた活動の場合)
サポート会員が援助活動を行うために自宅を出る時間から、援助活動を終えて自宅に戻るまでの時間。
- ③ 援助活動が1時間に満たない場合でも、料金は1時間分より発生します。
- ④ **最初の1時間経過後は30分単位で計算します。(料金は1時間の半額になります)**

2 移動交通費やその他実費

- ① 公共交通機関やタクシーを利用した場合は、実費をサポート会員に支払います。
- ② 自家用車を使用した場合のガソリン代、飲食物等の実費は、事前に会員同士の間の取り決めを行います。
- ③ その他、援助活動中にかかった実費の請求は、会員同士の了承があった中で行います。

3 支払い方法

利用料及びその他かかった実費は、援助活動終了時に利用会員が直接サポート会員へお支払いします。

援助活動終了後、1時間あたりの単価をサポート会員に直接お支払いしていただきます。(後日、申請により補助金を利用会員へお支払いします。)

4 キャンセル料について

※キャンセル料には 町から補助金はつきませんので、ご注意願います。

- ① 活動予定日の前日又は当日のキャンセルの場合には、キャンセル料が発生します。

ファミリーサポート…基本時間 1時間分の料金 (800円)

緊急サポート …基本時間 1時間分の料金

病児・病後児	1, 100円
病児・病後児以外	1, 000円

- ②無断キャンセルは予約時間分の料金(正規の単価)をお支払いいただきます。

6. 保険について

万が一に備え、委託先(緊急サポートセンター埼玉)が、NPO総合保険(あいおい損保)に加入します。

●賠償責任保険

サポート会員が利用会員の身体や財物に損害を与えて、賠償責任を負った時の保険

補償項目		保険金額
賠償責任	対人・対物共通	1事故・保険期間中 2億円
	受託物・借用物	1事故・保険期間中 50万円 (現金は10万円)
人格権侵害	1名	50万円
	1事故・保険期間中	100万円
事故対応費用	1事故・保険期間中	500万円
見舞費用	死亡	50万円
	後遺障害	1.5～50万円
	入院	入院日数に応じて 2～10万円
	通院	通院日数に応じて 1～5万円

●傷害保険

お子さんがケガなどをされた場合の保険

補償項目	保険金額
死亡・後遺障害保険金額	300万円
入院保険金日額	3,000円
手術保険金額	手術の種類に応じ、入院保険金額日額の 10・20・40倍
通院保険金額	2,000円

7. お預かりに際して準備していただくもの

- ・ 昼食、おやつ（必要時のみ）
- ・ ミルク、哺乳瓶（必要児童のみ）
- ・ 食事用エプロン（必要児童のみ）
- ・ 紙おむつ、おしりふき（必要児童のみ）
- ・ お気に入りの絵本やおもちゃなど（必要児童のみ）
- ・ 着替え
- ・ 汚れものを入れる袋（スーパーのレジ袋等）
- ・ おくるみなど羽織るもの（必要児童のみ）
- ・ バスタオル
- ・ おしぼりタオル
- ・ ティッシュ
- ・ 薬（必要児童のみ）

※受診した医療機関からもらった薬を預かり時間中に飲む分を、1回分ずつ小分けにしてご用意ください。（市販薬不可）

●病気のお子さんの預かり時には・・・

- ・ 保険証またはそのコピー
- ・ 受診した病院の診察券
- ・ 町から支給される医療証、医療券など

※受診が必要になった際に、必要となるものをご用意ください。

- ・ お熱が高くなった時のために冷えピタ等、体を冷やす物もご用意ください。